

令和8年4月 日

様

蟹江町役場こども福祉課

「蟹江町保育所給食費等支援特別給付金」についてのお知らせ

このたび、蟹江町では、食費等の物価高騰の影響を受ける保育所等における3歳児クラスから5歳児クラスに該当する年齢のこどもがいる子育て世帯に対し、保育所給食費等の負担軽減を図ることを目的とする特別給付金を、町独自に支給することを決定いたしました。

本通知を受けた方は、申請手続は不要で本給付金を受け取れます。

令和8年5月29日（金）に、対象児童1人当たり66,000円を下記の口座にお振り込みさせていただきます。

なお、口座を解約している場合又は児童の養育状況等に変更がある場合は令和8年5月8日（金）までに蟹江町役場こども福祉課へご連絡ください。（期限厳守）

また、本給付金の受給を辞退する方は、蟹江町役場こども福祉課窓口へ「蟹江町保育所給食費等支援特別給付金受給拒否の届出書」を提出してください。提出があった場合、本給付金については、支給されません。（届出期限：令和8年5月8日（金））

振込先銀行	
支店名	
口座番号	
口座名義人	

蟹江町役場こども福祉課
蟹江町保育所給食費等支援特別給付金給付事業担当
連絡先 0567-95-1111（内線158）
F A X 0567-95-9188